

# 被選挙権年齢に関する調査 ～諸外国との比較を軸に～

2023.9

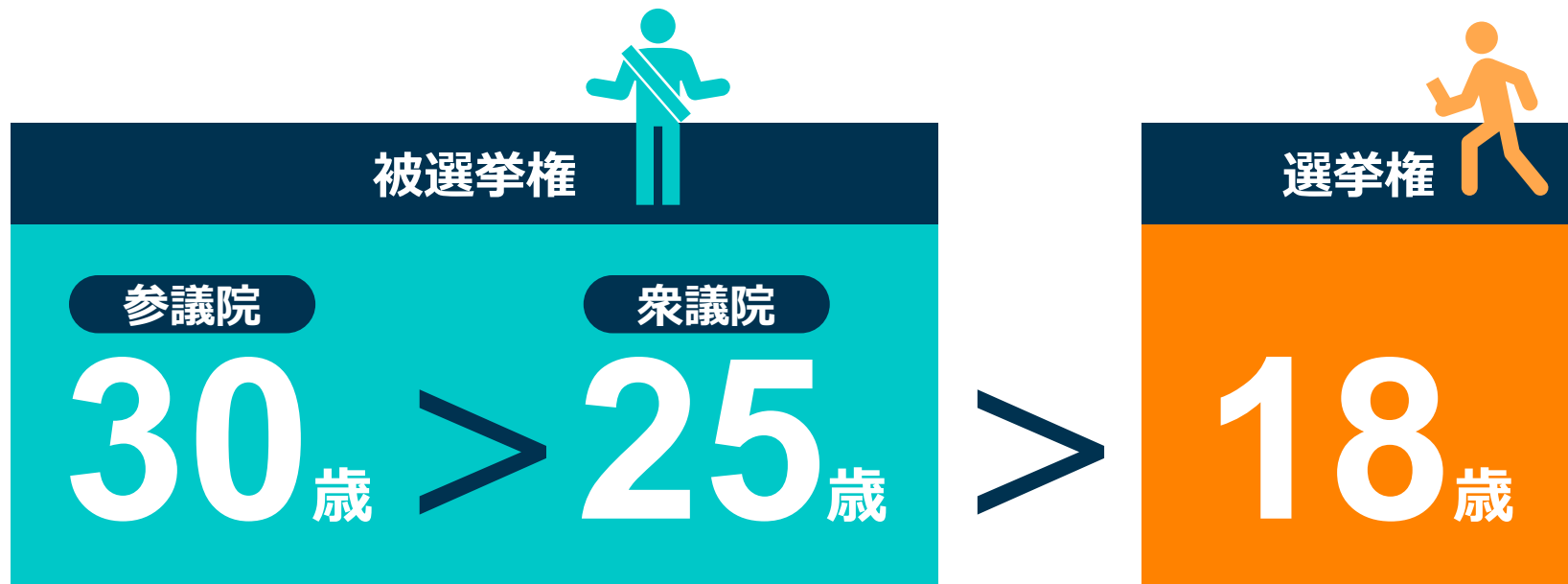
YOUTH THINKTANK

(一般社団法人NO YOUTH NO JAPAN × 株式会社日本総合研究所)

## 日本の被選挙権年齢は選挙権年齢より高い

現在、日本の国会議員選挙の選挙権は満18歳以上に与えられている。

一方、被選挙権は衆議院議員で満25歳以上、参議院議員で満30歳以上と選挙権年齢より高い。



## 選挙権・被選挙権の年齢が設定された経緯

日本の選挙権・被選挙権年齢は諸外国の状況に倣って設定された経緯がある。

### 原点

1889年、大日本帝国憲法の発布に合わせ、衆議院議員選挙法が公布された。女性や納税額が基準に達しない男性には参政権がない制限選挙で、選挙権は「25歳」、被選挙権は「30歳」以上の男性に与えられた。

(中略)

この選挙法策定で中心的役割を果たしたのが、初代首相となる伊藤博文や近代化のため政府が雇用した「お雇い外国人」のドイツ人学者ヘルマン・ロessler（ロessler）だ。草案段階で示されたのは、選挙権は「20歳」、被選挙権は「25歳」以上という案だった。当時は20歳で成人を迎え、府県会（現在の都道府県議会）の選挙権年齢も20歳だったからだ。一方、欧州の選挙権は「21～25歳」以上、被選挙権は「25～30歳」以上が主流だった。結局、ロesslerが「20歳では政治上の責任を果たすまでに熟達していない」と意見し、選挙権も被選挙権も5歳ずつ引き上げられたという。

### 1945年

女性参政権が認められると同時に、選挙権は「20歳」、被選挙権は「25歳」以上となった。

### 1947年

貴族院から衣替えした参議院は「良識の府」と位置づけられ、被選挙権は衆院より5歳高い「30歳」に設定された。

### 2016年

2015年、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布。翌2016年に施行され、選挙権が「18歳」以上と引き下げられた。政府広報オンラインでは「少子高齢化が進むなかで未来の日本に生きていく若い世代に、現在そして未来の日本のあり方を決める政治に関与してもらいたい、という意図があるから」と記載。

原典、1945年、1947年…引用元：毎日新聞「特集ワイド：衆院25歳、参院30歳 被選挙権年齢、なぜ？ 原点は『お雇い外国人』」（2023年8月20日取得）にYTTが一部太字追加

## 日本の被選挙権年齢は諸外国の中でも高い

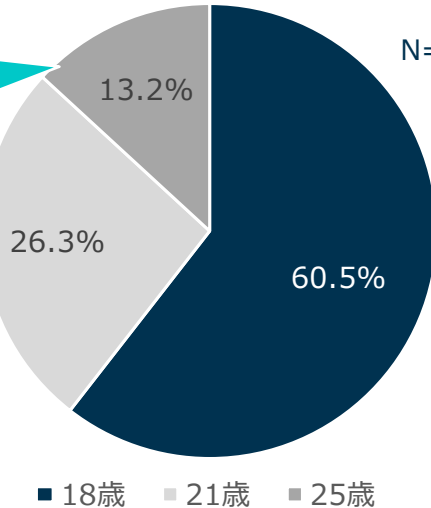
OECD加盟国では、被選挙権年齢は上院・下院ともに「18歳以上」が最も多くなっている。とりわけ下院については、日本の25歳以上というのは完全に少数派となっている。

### OECD加盟国における被選挙権年齢の分布\*\*

下院／一院制\*

N=38

日本の衆議院  
25歳  
他はコロンビア、ギリシャ、  
イタリア、アメリカ\*\*

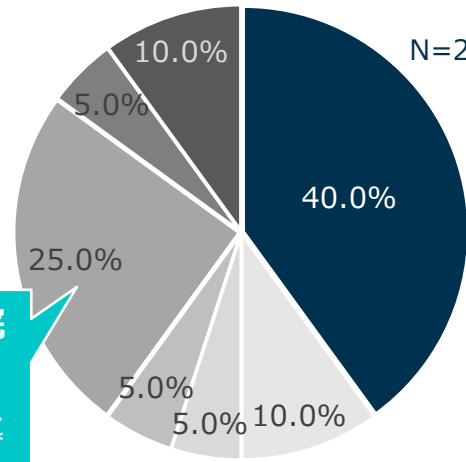


■ 18歳 ■ 21歳 ■ 25歳

上院（二院制のみ）

N=20

日本の参議院  
30歳  
他はカナダ、コロンビア、  
ポーランド、アメリカ\*\*



■ 18歳 ■ 21歳 ■ 24歳 ■ 25歳  
■ 30歳 ■ 35歳

\* 18か国は一院制、20か国は二院制で下院の年齢

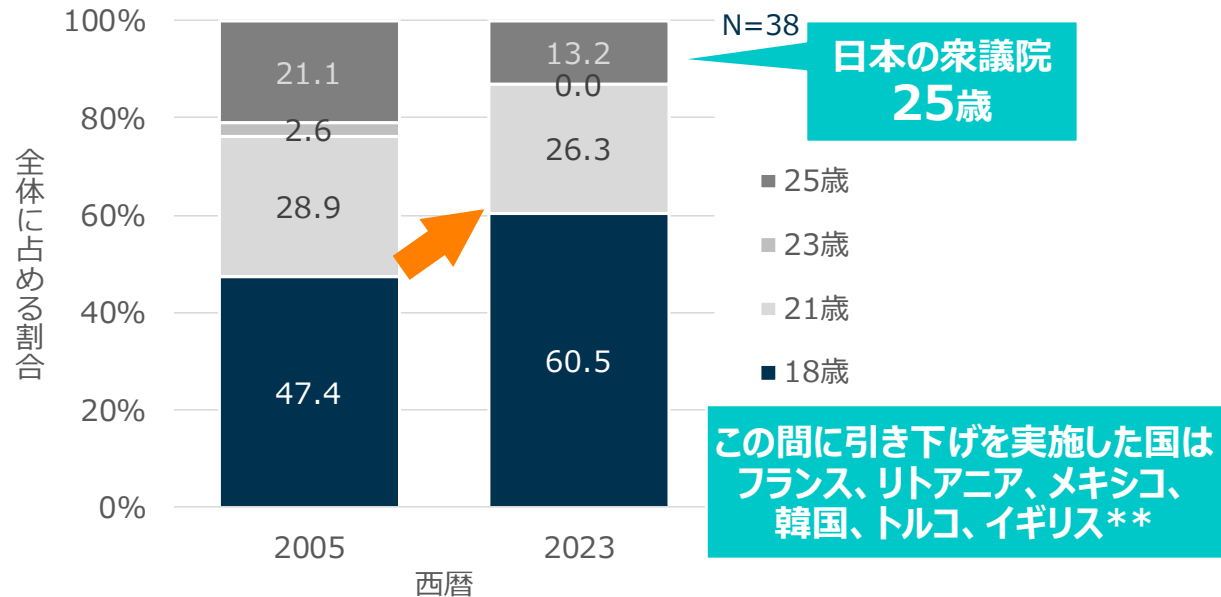
\*\* IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2023（2023年7月24日取得），  
毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基にYTT作成

# OECD加盟国では引き下げの動きが活発化

過去20年弱の間にフランス、韓国、トルコ、イギリスなどが、  
相次いで被選挙権年齢を引き下げている。

## OECD加盟国における被選挙権年齢\*の分布推移\*\*



\* 下院／一院制

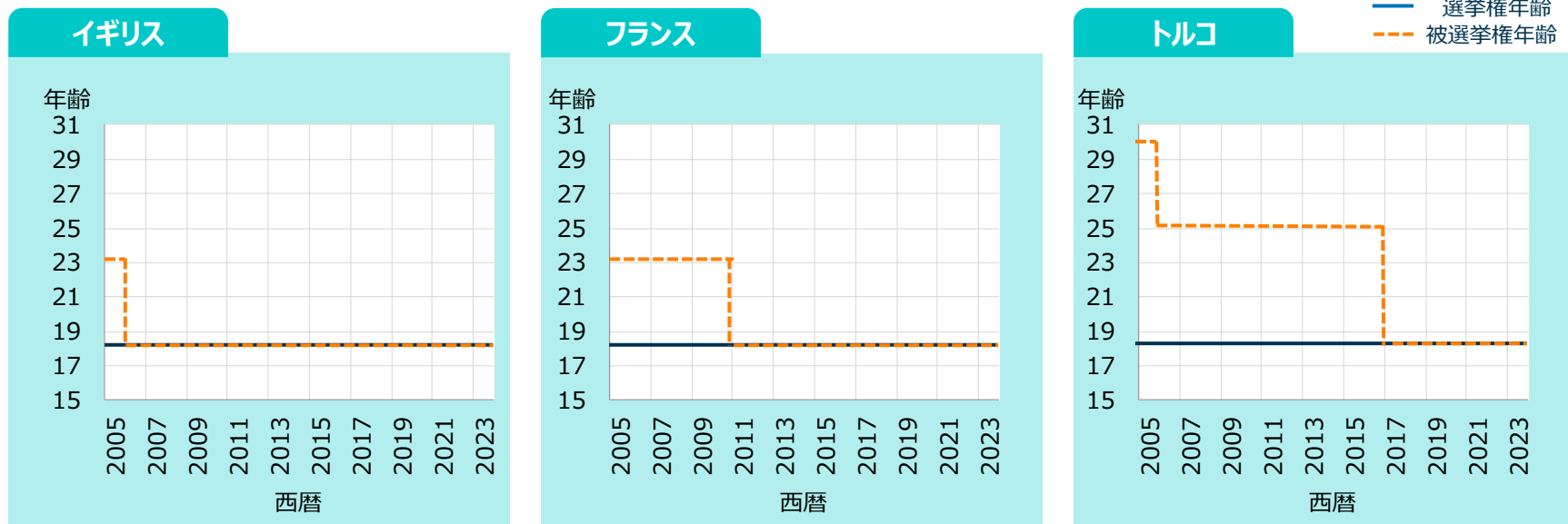
\*\* IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2005, 2023 (2023年7月24日取得), 国会図書館「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」2015、毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基にYTT作成

# 大半が、選挙権同様18歳に引き下げている

前頁の6カ国のうち、リトアニア以外の5カ国が、最終的に被選挙権年齢を選挙権年齢と同じ18歳に統一している（経過情報を入手できたイギリス、フランス、トルコでは下記のように引き下げている）。

## 近年の被選挙権年齢引き下げ国\*における選挙権年齢と被選挙権年齢\*\*の推移



\* 2005年以降に被選挙権引き下げがあった、その他のOECD諸国のうち、メキシコ、韓国も同じく選挙権と揃って下げられている。

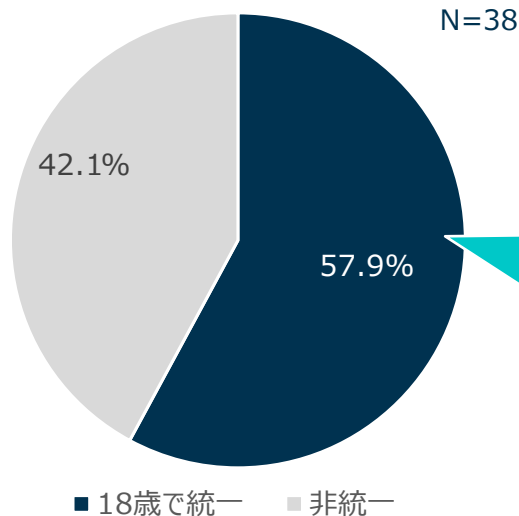
\*\* 下院／一院制

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2005, 2023 (2023年7月24日取得) , 国会図書館「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢」2015、トルコ共和国大統領府投資局「憲法改定国民投票、新憲法関連資料 2017年6月28日」(2023年7月25日取得) を基にYTT作成

## OECD加盟国の過半数が18歳で統一している

今世紀に入ってからのも選挙権年齢引き下げの動きもあり、  
既にOECD加盟国の過半数が、選挙権年齢と被選挙権年齢を18歳で統一している。

OECD加盟国における選挙権年齢と被選挙権年齢\*が18歳で統一されている割合\*\*



オーストラリア、ベルギー、カナダ、  
デンマーク、フィンランド、フランス、  
ドイツ、ハンガリー、アイスランド、  
ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、  
ニュージーランド、ノルウェー、  
ポルトガル、韓国、スロベニア、  
スペイン、スウェーデン、スイス、  
トルコ、イギリス

\* 下院／一院制

\*\* IPUのデータと韓国に関する記事に基づく

出所：Inter-Parliamentary Union: Electoral system, Minimum age of eligibility, 2023（2023年7月24日取得），  
毎日新聞「韓国 被選挙権を引き下げ 25歳→18歳 高3議員も可能に」2022/1/1 を基にYTT作成

## 国内各党は引き下げを公約にしたが、本格検討に至らず

選挙権年齢が引き下げられた2016年の参院選では各党が被選挙権年齢の引き下げを公約や重点政策として掲げたが、本格検討がなされないまま今に至る。

### 2016年参院選公約

#### 自民党

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、**被選挙権年齢の引下げ**について検討します。

#### 公明党

若者政策を担当する大臣・部局の設置・明確化、**被選挙権年齢の引き下げ**をめざす

#### 民進党

衆議院は20歳、参議院は25歳から**若者が立候補できる**ようにします

#### 日本共産党

**被選挙権の年齢を速やかに引き下げ**ます。

#### おおさか維新の会

**18歳からの被選挙権付与**

#### 社民党

若者の政治参画をすすめるため、**被選挙権を当面5歳引き下げる**ことをめざします  
(衆議院議員・市町村長・自治体議員は20歳、参議院議員・都道府県知事は25歳へ)。



## 国会議論でも、慎重論と積極論の両論が存在

慎重論の拠りどころとしては、「思慮分別が必要」「年齢や経験に伴う判断力が必要」などが理由として挙げられている。積極論の拠りどころとしては、「若者の政治参加が促進される」や「投票率が向上する」などが理由として挙げられている。

### 慎重論と見なせる発言例



被選挙権の要件としてはやはり年齢を重ねること、今、参議院良識の府ということもお話をいただきましたけれども、やはり、**長く人生を経験し、そして分別を持ち、あるいはその判断力、総合的な判断力、そういったものも年齢に伴って、あるいは経験に伴って増えてくる**ということが一方ではあると思っております。ですから、選挙権年齢、被選挙権年齢をいわずらに近づける、あるいは近づけ過ぎる、あるいは一致させるということについては、私は余り賛成はできません

出所：国会会議録システム「第189回国会 参議院 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 第4号 平成27年6月15日 船田 元 衆議院議員の発言」（2023年7月31日取得）にYTTが一部橙色にして太字追加

### 積極論と見なせる発言例



我々は、（中略）何本か議員立法を出しています。（中略）候補者の裾野を広げるために、被選挙権年齢の引下げの法案も提出をしました。**ヨーロッパの例なども見ますと、これは候補者が増えるだけではなくて、若い人たちの投票率も、被選挙権年齢を下げることで上がっているんですね。**（中略）そろそろ、民主主義の発展に合わせて検討をする段階だと思います。

出所：国会会議録システム「第208回国会 衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第3号 令和4年3月10日 落合 貴之 衆議院議員の発言」（2023年7月31日取得）にYTTが一部橙色にして太字追加

## 英国では「経験」より「可能性」に着目して引き下げを実施

イギリスでも、「候補者は人生経験が豊富でなければならない」との信念があったが、21歳未満でもふさわしい候補者がいる可能性が排除できないこと、ふさわしいか否かを決めるのは選挙であることを理由に、引き下げを実施。その効果として、若い国会議員が増加し、若者の声を反映した政策が誕生している。

### イギリスにおける事例

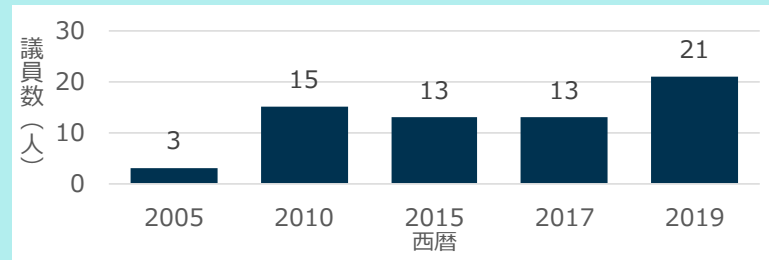
#### 引き下げ経緯

- 英国選挙委員会は、2004年の報告書において、当時21歳であった被選挙権年齢を、選挙権年齢と同じ18歳に引き下げることを勧告。これを受けて2006年に引き下げが実現した。
- 引き下げた理由として挙げられている主なものは以下のとおり。
  - 世界的には、被選挙権と選挙権の最低年齢を一致させることが最も一般的なアプローチである。
  - 選挙権と被選挙権の差を維持する意見の背景には、候補者は投票者より人生経験が豊富でなければならないという信念がある。**しかし、21歳未満であっても、選挙で選ばれた代表者になることに関心があり、その職務を果たすことができる人がいる可能性は否定できない。**
  - 法律によって年齢制限を設けずとも、すでに選挙プロセス自体が、国民が公選職にふさわしい人物か否かを判断するためのメカニズムを提供している。

出所：Electoral Commission “Age of electoral majority: Report and recommendations”(2004)を基にYTT作成

#### 成果

#### 若い（18-29歳）国会議員の増加



出所：House of Commons Library “UK Election Statistics: 1918-2023: A century of elections”を基にYTT作成

#### 若者の声を反映した政策の誕生

- 2014年に「Children and families act 2014」という法律を制定。地方自治体がヤングケアラーを見つけるために積極的な行動をとることなどが定められた。

出所：成蹊大学文学部紀要 第52号（2017）ヤングケアラーを支える法律を基にYTT作成